

市内事業者向け説明会（2023.8.1）における質疑回答について

質疑	回答
再委託先である市内事業者が包括管理事業者となることは可能か。	募集要領に記載の条件を満たしている事業者であれば、公募型プロポーザルへの参加は可能であるが、すべての維持管理修繕に係る対象業務を包括管理事業者が実施する想定の上ではある。包括管理事業者は、施設マネジメントを行う市のパートナーとして、市内事業者等へ業務を発注する立場となることをご理解いただきたい。
巡回点検業務は包括管理事業者が行うのか。また、どのように実施するのか。	包括管理事業者が行う。今までは学校や保育園の先生が自主点検を行っていたが、今後は自主点検に加えて包括管理事業者も専門的な点検を実施する。具体的には目視による外壁の点検や設備の点検等を行う想定である。
修繕について、今までは各学校で優れたアイデアがあればそれを共有し、他の学校でも実施していたが、今後はそういったものは必要なくなるのか。	包括管理事業者は、事業実施を行うパートナーであり、維持管理業務に関する知識の共有など教員の負担軽減や用務員育成の効果についても期待している。本業務を導入している他自治体でも学校と連携した事例があり、学校側のアイデアについては、職員、児童生徒に建物に対する愛着を持ってもらうことにもつながるため、今後も同様に取り入れていきたい。
資料9ページ「8. 公募時の参加事業者からの連絡等」内において、プロポーザル参加事業者から見積依頼等の連絡が予見されるとあるが、具体的にはどのようなことが想定されるのか。	今後公募型プロポーザルを実施するにあたり、希望があれば参加事業者から過去の発注実績に関する資料を提供する。その資料を基に参加事業者が2024（令和6）年度以降の事業費の積算を行うため、今後参加事業者から市内事業者等へ対象業務についての見積依頼がある可能性がある。依頼があった場合は、業務に支障のない範囲でご協力をお願いしたい。
包括管理事業者の選定については公募型プロポーザルを予定しているとあるが、審査は誰が行うのか。	学識経験者や財務の知識のある税理士等の外部の審査員も含んだ審査委員会により審査を行う予定である。
審査は公開か、非公開か。	参加事業者のノウハウや企業情報などを含むため、審査は非公開で行う。結果については市のホームページで公開する。